



今年度に入って4号目の「草の根通信 No.12号」お届けいたします。皆様からの多岐にわたるQ&Aの解説を通しての各種の情報をお知らせいたします。

#### 1. 専ら物の扱いについて

「専ら物」と「一般廃棄物又は産業廃棄物」の区分について混同しているケースが多い。専ら物は、その物が一般廃棄物であっても産業廃棄物であっても、専ら物はあくまでも専ら物であるという特例扱いされていることを理解して下さい。

#### 2. 自販機にて販売されたビン缶類の排出者は?

自販機の設置業者(ベンダー業者)か、飲料缶を自販機に納入の業者か、自販機を設置させている施設管理者か。自販機の設置状況、所有関係、販売代金徴収者などにより一律ではない。

#### 3. 家電リサイクルの対象と一廃、産廃の関係

家電リサイクル法は、家庭から排出するものだけを対象にするのではなく、各事業所から排出される産廃系の同種家電製品も指定され対象となる。

#### 4. 積替保管と中間処理の各施設の役割と運用

積替え保管施設は、単独では存立せず、収集運搬行為の一部として存立する施設である。中間処理施設は減容化、減量化、安定化、無害化、資源化など各種作用を加えて、最終処分(埋立、海洋投入、再生)の前処理として位置づけられている。

#### 5. ペットボトルの処理と、マニフェストと伝票

ペットボトルを資源化のルートに乗せる場合に、マニフェスト伝票の運用に混乱があります。特にゼロ円にて引取る場合は有価物か?その場合、マニフェスト伝票が必要かなど要注意です。

#### 6. マニフェスト伝票において、直行用と積替え保管用の二種類の伝票の運用の問題点について

積替え保管用は、再委託用ではなくて区間委託用に使用するものです。積替え保管用伝票を直行用に使用しても問題は無い。

#### 7. 商習慣による使用済薬品容器の引き取り

薬品類には、劇薬毒薬なども含まれ、試薬類などの純度の高い有害な薬品も含まれます。その扱いには十分な注意が必要です。販売業者による下取り回収の仕組みがあれば活用することなど。

#### 8. 金属くずの有価売却の考え方

産業廃棄物処理業として「金属くず」を取り扱う場合は、有価である事をもって一律に廃棄物には該当せずの取り扱いは注意が必要です。廃棄物由来のものであり、資源業者のヤードに入るまでは廃棄物としての扱いが妥当です。

#### 9. 場内移送にかかる許可車両の考え方

廃棄物に該当しない物を許可車両にて運搬しても法違反には該当しない。仮に事業者の構内にて、廃棄物を移動のため運搬する場合については、収集運搬の許可が要求されていない。

#### 10. 許可車両による場外移送の問題

上記の9)に関連する項目です。許可車両で、廃棄物以外のもの(資材等)を運搬することは青ナンバーであれば問題ないが、白ナンバーでは道路運送法での問題があります。廃棄物か否かの境界線上の物は、厳しい判断が必要です。

#### 11. 処理委託契約書に有価売却条項を入れるか

有価売却できるかは、その時の相場などにより変動します。資源物条項に置き換えたらいかが

#### 12. 協同組合名義の処理施設での組合員の産廃処理は自己処理か、又は処理業許可が必要か

協同組合も法人であり、他人の扱いになります。原則は許可が要求されるのではないのでしょうか。



## 質問

- 古紙を産廃車両で運搬することは、問題ないか？
- 古紙業者(専ら業者)が運搬するが、一般廃棄物・産業廃棄物の許可を取得している業者が運搬する場合、専ら業者の扱いとなるのかどうか、又それと同じ運用で良いかどうか？
- 仮に一般廃棄物の許可の括りになるとすれば、古紙を回収する市町村等の許可の取得が必要になるか？
- また『専ら物』も契約の締結が必要となるのか？その他運用上注意することとは？

## 回答

## 1. はじめに

『専ら物』の考え方としては、例えば紙くずを回収し、運搬する場合には、一般廃棄物・産業廃棄物の許可が不要。

廃棄物処理法では、原則として不要物を回収、運搬、処分には、一般廃棄物または産業廃棄物の許可を受けないと無許可営業となり、罰則が適用される。

ただし、紙、布、金属、ガラスの四品目は、『専ら物』として例外的な扱い、または特例を設けている。これらの廃棄物を収集運搬、処理、処分する場合には、一般廃棄物・産業廃棄物の許可を必要としない。

## 2. 許可不要の条件

『専ら物』が許可不要となるには条件が有る。搬入先は再生資源業者のみであり、処分先が限定される。

同じ『専ら物』であっても、搬入先が廃棄物処理業者の処分ヤードである場合は、再生処理にはならないために許可不要の特例扱いは適用されない。廃棄物処理業許可が必要。

## 3. 『専ら』の意味と対応

しばしば問題になるのは、『専ら』の意味である。廃棄物処理法の成立時においては、4品目の専業を意味していた。『専ら物』のみを取り扱う業者に限定しての特例扱いであった。

ところが近年では、『専ら物』を取り扱う業者であっても、併せて産廃処理業の許可を受けている業者がほとんどである。

その理由は、『専ら物』に付着、又は混合で『専ら物』以外の品目が持ち込まれる例が多いため、法令遵守の自衛のために、他の産廃品目を扱う関係上、『専ら物』以外の産廃品目の許可を併せて取得しているケースが多い。

この場合、『専ら物』の品目について、再生資源化する処理を委託しているのであれば、『専ら物』の扱いにて処理を委託するのは法的にも問題にならない。

## 4. 『専ら物』を委託する場合の契約書

『専ら物』を取扱うのに許可不要とする関係上、通常の廃棄物を排出する際の委託基準が適用されない。したがって契約締結の際に、法で定められた委託契約書に記載義務のある必要項目の全てが適用されることにはならない。

『専ら物』を委託する場合の処理委託契約書は、簡便な「資源化処理契約書」等が再生資源業界において作成され、販売されたりしているので、それを利用している場合が多い。

## [自動販売機にて飲料缶の販売をしている事業者からの質問]

### 質問

自販機に設置されている「くずかご」の空き飲料缶・空きビン・空きペットボトル等の廃棄物の処理責任は、施設の管理者か、又は自販機に飲料缶を納品している業者か

### 回答

- ① 第一に、当該自販機の管理責任が誰に帰属するかが重要です。自販機で販売した売上金を実質的に誰が収受しているか。  
 また、自販機にかかる電気料金を誰が負担しているかによって、自販機で飲料缶の販売事業者が特定できるのでは無いでしょうか。  
 今回の質問では、高校の敷地内に設置された自販機であって、空き容器などは高校の用務員さんがまとめて、自販機とは別の場所にあるごみ置き場に運んでいる事情があります。
- ② 第二に、当該自販機の設置にあたり、双方が取り決めた契約又は協定などの文書における合意事項の内容です。  
 特に自販機は高額な商品であり、通常はリース契約が主体化と推察します。誰と誰がリース契約を締結しているのかが重要な要素です。
- ③ 一般的な事例ですと、自販機の設置は、飲料缶の販売者が自販機メーカーのリースにより設置するケースが多いと推察します。販売者が、施設側に飲料缶の販売のために自販機を設置するよう営業又は要請し、施設側が許可するケースです。この場合は、一般的には、販売者が排出事業者となります。
- ④ 高校の施設管理者として、責任がどこまで及ぶのかの問題もあります。通常は、施設内の全設備の管理を総括する責任者が存在するのでは無いでしょうか。自販機の設置とそれに伴う廃棄物処理を含めての管理責任者が存在するのであれば、その管理者と御社の間での取り決め（協定書、合意書など）が判断の基礎となります。
- ⑤ 自動販売機については、主たる管理者と、その関与者が存在する場合があります。そのため一律に誰が排出事業者と特定することが困難な場合が少なく有りません。主たる管理者が名目的である場合、また関与者も複数存在する場合も有ります。
- ⑥ 管理者と関与者の責任と役割を当事者において明らかにしていくことが重要です。単純に、空き缶類をまとめてごみ集積所に運んでいることを根拠に施設管理者【高校】が排出者と断定することには無理があります。関与者に過ぎません。
- ⑦ 結論として、本来の排出事業者とは、当該自動販売機を設置し、売上金を収受し利益を上げる目的で事業活動を行っている者となります。 以上

**家電リサイクル法の適用対象に一廃、産廃の区分があるのか、許可が必要か****質問**

「特定家電リサイクル」には、「一廃」「産廃」の許認可区分が存在するのか。

「事業者」より引き上げて来る「特定家電」は産廃に該当し、許認可が必要なのか。

**回答**

特定家電リサイクル法では、「一廃」「産廃」の許認可区分が存在いたしません。すべてを一括しての家電リサイクル法適用対象品です。

- そのために、当該物を取り扱うには、家電リサイクル法の仕組みでの処理であり、一廃と産廃の許認可は必要有りません。

特定家電リサイクル法の対象とするのは、品目が指定されております。テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機です。その品目に該当する物が全て適用対象になります。

御社の『家電取扱店』の対象は、特定家電製品が全てであり、一廃と産廃の区分は必要ない。同じ家電製品が、家庭からも排出され、事業所からも排出されます。

なお、行政の市町村は、廃家電製品は収集も処分も取り扱いをいたしません。

また、産廃の中間処理施設では、廃家電製品は原則として受入ないルールとなっております。

時には大型コンテナ収集の際に、コンテナの底に廃家電製品の投入が発見される場合があります。

その時は、当該排出事業者からの預かり品として、家電リサイクル券を購入添付し、別料金の請求となります。その上で、産廃処理業者が廃家電リサイクル中継事業所に持込を行います。

家電リサイクルの誤解の多くは、家庭から出る製品に限定する考え方で有ります。

家電リサイクル法では、同じ家電製品を事業所でも使用する場合は、その物が不要となれば、家電リサイクル法で定めた処理ルートに乗せることが規定されております。

以上

## 積替え保管と中間処理の二つの施設の役割と運用について

### 質問

弊社では、現行の積替え保管施設に加えて中間処理施設を新設し、処分業(14条)に参入する方向で取り組んでおります。つきましては次の点での考え方を示して欲しい。

- ① 二つの施設の役割と効率的な運用方法について？
- ② 廃棄物処理法上の注意すべきポイントについて？

### 回答

#### 1. はじめに

廃棄物処理業では、収集運搬だけ、又は保積み施設有りの収集運搬でも、売り上げが伸ばせないし、利益も出せない実態がある。統計上は、許可業者の90%は収集運搬業者である。

マニフェスト伝票制度による各種規制が厳しくなるに従って、収集運搬業だけでは、顧客の信頼性を獲得するのが困難になって来ている。

行政の指導も、廃棄物処理の委託先の選定には、中間処理施設の有る収集運搬業者への委託を推奨している。

廃棄物処理業の質的転換を図るためには、小規模であっても中間処理の処分業に隘路を見つけ、切り開く方向が社会的に求められている。

#### 2. 保積み施設と、中間処理施設の役割

保積み施設は独立した単独の許可ではない。収集運搬業の効率化、選別作業を目的とした収集運搬の一作業工程として位置づけられている。

そのためにマニフェスト伝票の運搬終了確認の記入が出来ない。自社の中華処理施設に搬入してはじめてマニフェスト伝票の運搬終了確認が可能となる。

自社の中間処理施設に搬入できることで、機能的にも活用の範囲は広く、効率的な作業が実現でき、かつ取り扱い処理量の増加、又は調整が可能となる。

#### 3. 保積み施設の役割

- ① 受入廃棄物を一時保管できるので、収集作業の効率化と廃棄物の集約化が可能となる。
- ② 有価物を種別に選別することにより、一定量を売却ルートに乗せることが出来る。
- ③ 中間処理施設と組み合わせると、保積み施設が中間処理の前選別施設となる。

#### 4. 中間処理施設の役割

- ① 中間処理では減容化、減量化、安定化、無害化、併せて資源化の処理を行う。
- ② 資源化に特化した前選別とそれらの破碎、圧縮による搬出作業の効率化が可能となる。
- ③ マニフェストと伝票のC票、D票の処理確認が可能となり、対外的な信頼性が増加する。

#### 5. 保積み、中間処理の二つの施設を運用する場合、そのケースごとの区分

- ① 排出場所⇒収集運搬A⇒御社保積み施設⇒収集運搬B⇒御社中間処理施設。(自社処理)
- ② 排出場所⇒収集運搬A⇒御社保積み施設⇒収集運搬B⇒他業者の処分施設(他社処理)
- ③ 排出場所⇒収集運搬A⇒(直接)⇒、他業者の処分施設 (直接搬入)

※それぞれについて、委託処理契約書の内容が異なるので注意する。

#### 6. その他

- ① マニフェスト伝票の管理と委託契約書の契約方法が異なるので、事例集などマニュアル化をする必要がある。保積み施設経由の中間処理は特に注意する。
- ② 御社は収集運搬A又は収集運搬Bのいずれかを自社で運搬する仕組みが必要となる。

以上

## ペットボトルの処理にかかるマニフェスト伝票の交付について

### 質 問

ペットボトルの収集運搬・処分費が0円の場合はリサイクル契約が良いものでしょうか。  
0円でもマニフェストは交付しなくてはならないでしょうか。

### 回 答

収集運搬費、処分・リサイクル費を御社が負担し、排出者が一切の費用負担なしで処分ルートに乗るのであれば、その物は、廃棄物では有りません。

有償(収集運搬、処分)で取引されている物とみなされます。有効な資材として取引される物です。

廃棄物を卒業した物と同等の扱いが可能となりますので、原則としてマニフェスト伝票の交付は不要となります。

すなわち、その物がペットボトルの資源化業者のヤードに直接搬入される限りにおいては問題が有りません。

ただし、直接搬入ではなくて、中間処理、保管積替えなどを経由して資源化業者に搬入される場合には、保管中、及び運搬途上は、廃棄物由来の物であり、廃棄物の処理工程に有りますので、リサイクル契約の締結及びマニフェスト伝票の交付は必要と判断されます。

特に廃プラスチック類は、専ら物には該当しない物であり、注意が必要です。  
安全をみるならば、マニフェスト伝票の交付を受けて下さい。

以上

## マニフェスト伝票で積み替え用のマニフェストを直行用に使用可能か

### 質 問

排出事業者様でご用意頂いているマニフェストで通常は直行用を使用していますが、お客様が誤って積替用を購入し捺印しました。

お客様は200枚購入した為、もったいないからこれで対応との要望です。

区間 2、区間 3 に斜線等をいれ使ってよいものか、駄目なのか教えてください。

### 回 答

マニフェスト伝票は複雑で、排出事業者では一部の混乱が発生したりします。

そもそも、マニフェスト伝票の目的は何かというと、廃棄物の処理処分状況を把握するためであります。

そのために、直行用でも建設団体作成のもの、全産連のもの、その他事業団体独自作成のものなど各種あります。

基本的には、環境省では、廃棄物管理伝票の政令指定様式が充足されていけば適正な様式として認めています。

積み替え用(再委託用ではなく、区間委託用)のマニフェスト伝票は、経由地点が複数有る場合における収集運搬に適した伝票です。

そこで、直行用の作業であって経由地点が複数ない場合において、積み替え用伝票の使用を規制する規定も、行政判断も指導も従来から有りません。

積み替え用のマニフェスト伝票でも、直行用のマニフェスト伝票に代えて使用する場合には、不要な部分を斜線で消したりすれば、廃棄物の処理処分状況を把握可能であり本来の伝票の仕組みとして支障はないのではないのでしょうか。

問題は、サイズが異なるので、整理が面倒という点位ですが、それは双方の努力と工夫で解消できるのではないのでしょうか？

以上

## 商習慣による廃棄物(使用済薬品容器)引取りに関する考え方

### 1. はじめに

商品の販売に伴って発生する容器類の引き取りに関する考え方の報告です。

特に問題点として認識されていると推測されるのが薬品類の空き容器です。

事業活動に伴って発生する使用済み薬品とは、家庭用の薬品とは異なり、劇薬、毒物の指定の有る薬品も含まれる。さらには、試験研究用としての純度の高い試薬類も想定される。

これらの使用済薬品類の空き容器について、商習慣による処理方法も踏まえ、簡単な指針になるように下記の通りまとめてみました。

- ① 廃棄物処理の考え方    ② 適正処理とは何か    ③ 実際の処理方法の有り方

### 2. 廃棄物処理の考え方

廃棄物の処理の要点は、法に則った適正処理であり、資源化リサイクルの取り組みです。

廃棄物処理法に則った適正処理の考え方は、各事業所における日常的な廃棄物処理のノウハウを活用して下さい。すなわち、委託契約書の締結であり、マニフェスト伝票による廃棄物の管理業務を的確に行うこと。薬品とか、空き容器に係らず最低限必要な対応策です。

なお、その廃棄物が廃棄物として処分される前に再生、再利用、再使用が可能かどうかの確認、検討は不可欠です。資源化リサイクルには、手間、経費、智恵が求められます。

### 3. 適正処理とは何か

適正処理とは、法令に準拠して処理が成されたとしても、それが適正処理の全てと理解し、確認できるものではない。特に薬品類などを一般の廃棄物と同様に処理をした場合、可能性としては生活環境上の重大な支障の発生する事態も否定できない。

昨年、利根川水系において有害な物質が河川に放流された結果、浄水場が水の供給をストップする事態が発生した。有害物質が塩素と化学反応を起してホルモアルデヒドという有害物質を生成したという。千葉県、埼玉県、東京都の区域の数十万人が被害を受けた。

事業所では、各種の分析検査を実施している。分析には、分析機器類のほかに試薬類を使用したり又は大量の種類薬品を保管している。有機溶剤関係の保管量も少なくない。

微量の有害物質残留の空ビン、長期間使用しない不要な薬品、使用期間が過ぎた薬品、性能の良い新薬品が開発されて陳腐化した薬品など。これらはいかなる方法にて処理処分が成されるのか非常に大きな問題です。有機溶剤関係も土壌汚染の原因となります。

過去の事例では、大量の水道水を使用して成分を『希釈』することによって適正処理とする考え方があり、率直に言って世間ではそれが習慣として容認されている現実も有ります。

### 4. 実際の処理法の有り方

通常廃棄物とは異なり、各種の薬品類の処理、処分には相当の観察力、注意力をもって対応する必要がある。薬品容器類は、空になった時点でも「ガラスくず」にはしないこと。

微量でも有害物の付着残留が推測される場合には、可能ならば拭き取る、洗浄する行程を経て廃棄物として処理すること。有機溶剤関係の処理も同様です。

商習慣として空き容器の回収システムが存在している場合は、その処理ルートに委ねるのが適正処理の方法です。その場合には、廃薬品ビンの種類別分類と保管及び記録が必要となってきます。廃棄物の適正処理には多くの手間、一定の経費、及び遵法理念が求められる。

以上



## 金属くず等の有価物処理における考え方

### 1. はじめに

「金属くず」は、産業廃棄物の種類に分類されているが、現在の社会経済情勢の下ではほとんどが有価取引されている実態がある。各排出事業所において、有価で売却できる物でも廃棄物として扱い、委託契約書を締結した上で、マニフェスト伝票による管理を行っている場合が少なくない。

『行政処分の指針』【環廃産第 1303299 号・平成25年3月29日】において、廃棄物に該当するか否かの判断基準として『総合判断説』を示している。

この判断基準を基に有価処理されている物の廃棄物処理法上の考え方をまとめました。

### 2. 廃棄物該当性の判断とは（行政処分の指針 第1 総論-4 事実認定についてより抜粋）

- ① 「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要となった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取り扱い形態、取引価額の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること」（総合判断説）
- ② 「再生後に有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は有償譲渡されない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること」
- ③ 「廃棄物の疑いの有るものについては、以下（省略）のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、総合的に勘案し有価物か否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと」

### 3. 金属くずの総合判断は

上記の指針によれば、

- ① 先ずはその物が有価物かどうかを総合的に判断する。
- ② 有価物に該当しなければ廃棄物として処理すること。
- ③ 再生後に有償譲渡される場合は、再生行為が廃棄物の処理であり、法の適用を受ける。

今回のテーマの「有償で売却される金属くず」については、総合判断説の【4.- (2) -①-エ】 取引価額の有無として、占有者と取引の相手側【譲渡を受ける側】の間で、有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること」から判断すると、排出した時点で既に廃棄物には該当していない。

### 4. 今後の金属くずの取り扱い

廃棄物は、特定の廃棄物の種類が単独で発生する例は少ない。混合状態で排出される場合が多い。他の廃棄物との混合であれば、金属くずであっても取引価額は想定されず総体として廃棄物として取引されるのは容認せざるを得ない。

ただし、混合廃棄物から、金属くず（器械装置又は手作業）を選別できた時点で、有償で取引される物に昇格する。廃棄物の扱いから卒業して、晴れて有償譲渡の物となる。

### 5. 金属くずを扱う場合の注意事項

金属くずが有償譲渡される場合であっても、廃棄物由来の物である限り廃棄物との境界線上の微妙な位置にある物である。

この場合、有償譲渡であったとしても、廃棄物に準じて帳簿その他の記録をとることが重要である。すなわち、金属の種類、製品名、発生及び処分した時点、重量、譲渡した金額、譲渡先。

さらには、PCB 有無の関連データ、放射能の汚染のデータ、その他環境上の問題が予想される物はその旨の記録をとり、保存すること。

以上

## 構内移送について廃棄物処理法上の問題点について

### 質 問

廃棄物の排出先で、その排出事業場内で廃棄物として排出されないもの(資材等)について

- ① 緑ナンバーでない産廃車両で構内移送することは可能でしょうか？  
(排出元の排出事業所場内にて、廃棄物以外(資材関係)の物の移送作業に、産廃車両が従事 することに問題性があるかどうかの質問。)
- ② これの運送対価及び作業費として金銭を受け取ることは適法でしょうか？  
(産廃の収集運搬ではないのに、運搬作業の対価を受領してよいかの質問。)

### 回 答

#### 1. 産廃車両(白ナンバー)にて廃棄物以外の資材の運搬をする問題

廃棄物処理法では、他人の廃棄物を収集運搬する場合には、許可を受けた業者が、法の基準に合った許可車両にて運搬することを規定している。

今回の質問は、廃棄物以外の資材等を運搬する行為であり、廃棄物処理法が対象とする目的行為には該当しない。

廃棄物処理法では、産廃の許可を受けた車両にて、産廃以外の資材運搬の使用を制限したり禁止する条項は存在しない。産廃車両による廃棄物以外の資材の運搬は可能です。

#### 2. 産廃車両(白ナンバー)にて構内運搬作業に従事する問題

構内とは、道路運送法において定める公の道路とは根本的に異なる場所である。構内の安全などの管理は、当該会社等の構内管理者が責任を持って管理すべきものであり、道路運送法の適用が及ばない。

構内の運搬作業には、道路運送法が適用されないとすると、白ナンバー車両での作業には何ら問題がない。

例外的に、不特定の車両が走行することが想定される場所においては、事業所構内であったとしても、道路運送法等の交通法規が適用される場合がある。

例えば、港湾施設などの港湾管理道路が一例です。

#### 3. 運搬作業の対価を受領する問題

上記の 1.及び2.の論理の延長として、違法行為を行っているわけではないので、作業費用は、正当な対価として請求し受領することに問題はない。

以上

## 許可車両による構外移送の問題点とは

### 質問

- ① 発生事業場から別の事業場に「廃棄物として排出されないもの」を緑ナンバーでない産廃車両で移送することは可能でしょうか？
- ② これの対価として金銭を受け取ることは適法でしょうか？
- ③ この運送に係わる部分以外の作業費の金銭の受取は問題ありませんでしょうか？

### 回答

1. 「廃棄物として排出されないもの」とは具体的に何かを明確にすることが、この質問に対する回答において、重要かつ最大の鍵となるポイントです。  
廃棄物か否かの判断基準には、総合判断説が有ります。次の通りです。  
①占有者の意思 ②取り扱いの形態 ③市場性の有無④その物の性状 など  
  
「廃棄物として排出されないもの」と回りくどく表現するという事は、廃棄物と有価物との境界線にある物ではないでしょうか。  
廃棄物か否かの判断は、個別に行政担当課に問い合わせても、具体的な回答をいただけないか、建前上の判断として、有価物以外は不用物であり、廃棄物に該当するため廃棄物処理法に則って適正に処理を指示されることが推測されます。
2. 廃棄物処理法の基本となるベースでは、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあること。したがって自らの責任において適正に処理する義務が有ります。自ら処理できない場合には、許可業者に委託が可能です。  
この基本となるベースにもとづき、今回の事例については排出者が廃棄物か否かを判断する義務と責任が有ります。処理業者の役割は、適正な処理が出来る仕組みを提案、又は推奨する立場です。  
排出者の判断により処理した物が、生活環境上の重大な支障を発生させた場合には、その処理を委託した当該処理業者の責任は当然のこと、排出事業者責任にも及びます。過去の事例では、排出事業者が現状回復など措置命令の対象となる場合が有りました。
3. 以上の項目を前提として、当該物が、資材として判断できる有用物であれば、場外移送を緑ナンバーでない産廃車両で運搬することは、車両運送法に抵触するのではないのでしょうか。  
白ナンバー車両でも同様の問題が発生いたします。場外移送する場合には、当該物が廃棄物ならば産廃車両の使用、有用物ならば、緑ナンバー、又は自社車両使用で対応可能となります。処理業者として合法か、脱法かの判断が微妙なケースは要注意です。
4. 対価受領の問題は、廃棄物処理法上の問題では有りません。  
対価を受けて運搬のサービスを提供することは、一般社会で広く通用している事例で有り、現行の経済社会制度の中では、当然の原則ではないのでしょうか。廃棄物でも、廃棄物以外でも同じ考え方です。
5. 作業費の金銭の受け取りは、運送費と同じ考え方で対応できるのではないのでしょうか。

以上

## 処理委託基本契約約款に有価売却条項を入れるべきかどうか

廃棄物処理の処分内容には、中間処理、最終処分が有ります。

最終処分内容には、埋立と海洋投入と再生がある旨が定められております。

ついては、御社の処理委託基本契約約款に次の規定が示されております。

**第13条(有価物)『産業廃棄物の中に再生できる有価物が混在している場合は、積替え保管により選別して抜き取り再生資源物として処理する』**

私の見解は、わざわざ、この内容で定める必要性があるのかどうかです。

排出事業者から処理を委託されているわけですから、処理の細目まで契約約款に定める意図が理解できません。

本来、有価かどうかの判断も一律の基準が存在するものでも有りません。

有価になるかどうかは、引き取り側の処理能力、処理体制、処理設備により左右されます。

廃棄物として受託されたのなら、後は煮て食うか、焼いて食うか、生で食うかは処理業者側の処理姿勢に掛かっています。

排出事業者の合意をいただかなければ再生資源物として処理できないなんて理解できません。

もしも約款にて定めるのであれば、

『甲及び乙は、処理すべき廃棄物を可能な限り選別等して再生資源物とする  
ことに努めることとする』

有価物という表現は避けたほうが賢明です。有価物にならない資源物も存在します。

有価になるかどうかは結果です。流動的です。

以上

**協同組合の処理施設での構成員の産廃処理には、業許可が必要か**

1 法人格のある協同組合と組合員は別人格であるので、協同組合が個別組合員の廃棄物进行处理する場合は

処理施設能力の規模によっては 15 条の施設許可を要するとともに、他人の物を扱う場合は、協同組合は処理業の許可が必要である。

2 協同組合が自己で処理を行わない場合に、組合員と処理業者とを当事者とする委託契約の締結の斡旋は可能である。

なお、協同組合と構成会員に関する件で、下記のような環境省通知があります。

① Q: 事業者が産業廃棄物进行处理する目的で協同組合を設立して当該事業者が排出する産業廃棄物进行处理する場合、当該処理業の許可は必要か？

A: 協同組合が事業者と別の法人であれば、当該組合は許可が必要。  
(平 5.3.31 衛産 36 問4)

② Q: 事業者が産業廃棄物进行处理する目的で子会社を設立して当該事業者が排出する産業廃棄物进行处理する場合、当該子会社は処理業の許可は必要か？

A: 子会社が事業者と別の法人格を有するものであれば、子会社が専属の下請であっても、他人の排出した廃棄物の処理を業として行うのであるから、処理業の許可が必要である。

(平 5.3.31 衛産 36 問5)

平成26年10月23日

建設・解体工事に携わる皆様へ

## 建設・解体工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について（依頼）

日頃より、東京都が推進する廃棄物行政にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第21条の3第1項の規定を遵守せず、発注者から請け負った土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）のうち、解体工事及び解体工事に伴い生ずる廃棄物の処理を一括して廃棄物処理法に基づく委託基準に違反し、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業許可を受けていない下請負人に行わせた結果、都内で不法投棄が行われ、下請負人が受託禁止違反で元請業者も排出事業者責任を問われ委託基準違反で検挙される事案が発生した旨の情報提供が警視庁からありました。

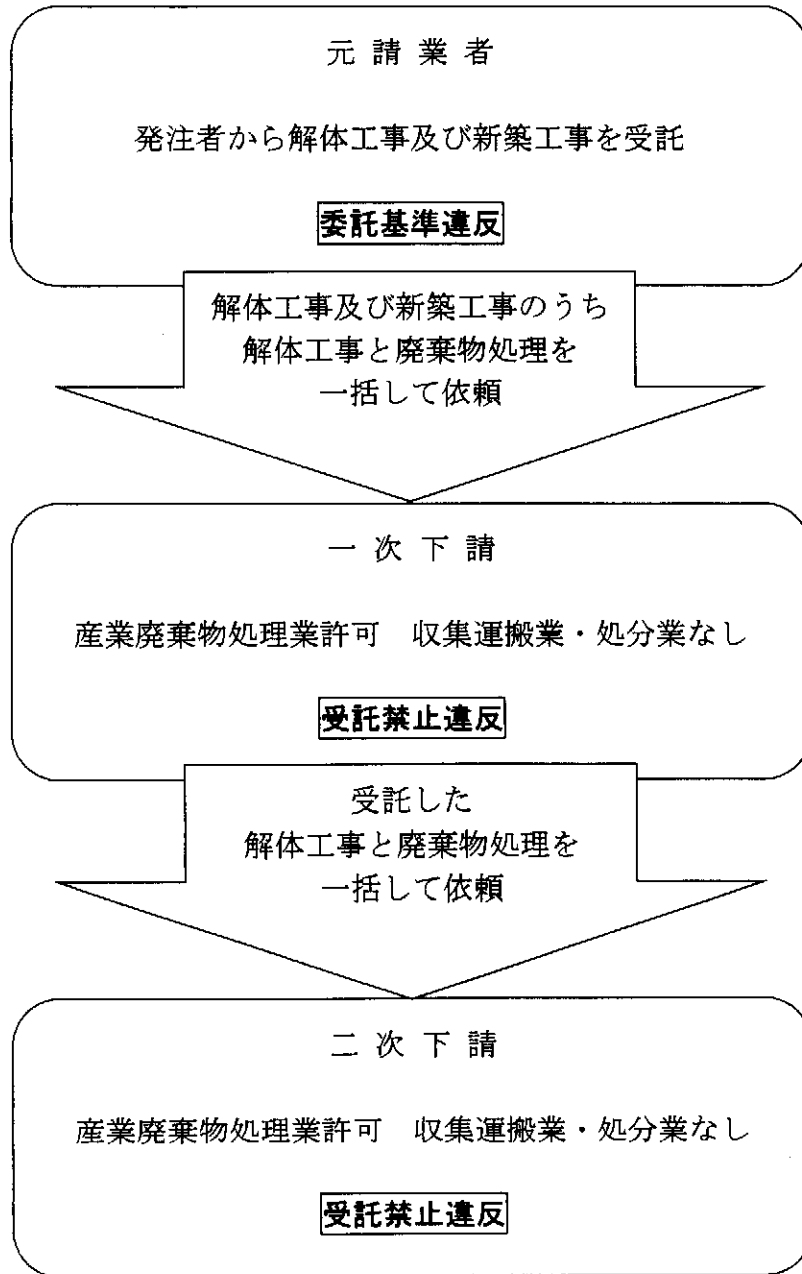
皆様におかれましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号。）において、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置が講じられた経緯を踏まえ、元請業者は、発注者から請け負った建設工事（下請負人に行わせるものを含む。）に伴い生ずる廃棄物の処理について事業者として自ら適正に処理を行い、又は廃棄物処理法に基づく委託基準に則って適正に処理を委託しなければならないことについて、改めて、ご留意していただきますようお願いいたします。

なお、参考として、平成23年2月4日付環廃対第110204004号・環廃産第110204001号により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から各都道府県・各政令市廃棄物主管部（局長あて通知された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」の抜粋を添付します。

## 【問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部  
産業廃棄物対策課不法投棄対策係  
電話 03-5388-3446

## 廃棄物処理法違反による事案概要



不法投棄  
捜査中

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

【抜粋】

第十七 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置

1 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によって行われる場合には、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物について実際に排出した事業者を特定することは困難な場合もあり、その処理責任の所在が曖昧になりやすいという構造にある。

このため、都道府県知事が行政処分を行う相手方が不明確となり、このような廃棄物の適正処理を確保するための措置を適切に執行することができないという問題が生じており、これが、今なお多く発生している建設工事に伴い生ずる廃棄物の不法投棄や不適正処理の一つの要因となっている。

そこで、廃棄物処理に係る適正かつ効率的な行政運営により建設工事に伴い生ずる廃棄物の適正処理を確保し、ひいては生活環境の保全に資するため、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が、事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととし、当該廃棄物の処理についての法の規定のうち、排出事業者に係る規定の適用については、元請業者を事業者とすることとした（法第21条の3第1項）。

これにより、元請業者は、発注者から請け負った建設工事（下請負人に行わせるものを含む。）に伴い生ずる廃棄物の処理について事業者として自ら適正に処理を行い、又は委託基準に則って適正に処理を委託しなければならないこととなる。

また、下請負人は廃棄物処理業の許可及び元請業者からの処理委託がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことはできないこととなる。